

みやざき大径材の家支援事業補助金交付要綱

平成24年5月1日
環境森林部山村・木材振興課

(趣旨)

第1条 県は、森林資源の充実に伴い増加するスギ等の県産材の需要拡大を図るため、予算で定めるところにより、みやざき大径材の家支援事業実施要領（平成24年5月1日定め。）に基づき事業を行う宮崎県木材協同組合連合会（以下「県木連」という。）に対し補助金を交付するものとし、その交付については、補助金等の交付に関する規則（昭和39年宮崎県規則第49号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象経費及び補助率等)

第2条 前条の補助金の交付の対象となる経費及び補助率等は、別表のとおりとする。

(補助金の交付の申請)

第3条 補助金の交付の申請をしようとする者は、自己又は各事業実施主体において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない自己又は各事業実施主体に係る部分については、この限りでない。

(補助条件)

第4条 規則第5条の規定による補助条件は、次のとおりとする。

- (1) 県税に未納がないこと。
- (2) 地方税法（昭和25年法律第226号）第321条の4及び各市町村の条例の規定により、個人住民税の特別徴収義務者とされている法人にあっては、従業員等（宮崎県内に居住している者に限る。）の個人住民税について特別徴収を実施している者又は特別徴収を開始することを誓約した者であること。
- (3) 補助対象事業者の構成員等が、暴力団による不正な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）若しくは同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有しない者であること。
- (4) この補助金に係る経理を他の経理と明確に区分し、その収支を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備の上、補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間整理保存すること。
- (5) その他規則及びこの要綱の定めに従うこと。

(申請書に添付する書類)

第5条 規則第3条第4号の規定により補助金等交付申請書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 納税証明書（県税に未納がないことの証明）

(2) 特別徴収実施確認・開始誓約書（別記様式第4号）

(3) 誓約書（別記様式第5号）

（申請の取下げのできる期限）

第6条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げのできる期限は、補助金の交付決定の通知を受領した日から起算して10日を経過した日とする。

（軽微な変更の範囲）

第7条 規則第10条第2項ただし書の規定により知事の定める軽微な変更の範囲は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 補助金額の増額を伴うもの

(2) 別表に掲げる(1)又は(2)の事業における補助対象経費の20パーセントを超える増減

（補助金の交付方法）

第8条 この補助金は、概算払により交付する。

（実績報告）

第9条 規則第14条第1項の規定による実績報告は、補助事業実績報告書に次の書類を添えて、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付決定のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までにしなければならない。

(1) 事業実績書（別記様式第1号）

(2) 収支決算書（別記様式第2号）

2 第3条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者は、前項の実績報告をする場合において、自己又は第3条ただし書に規定する事業実施主体に係る部分において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 第3条ただし書の規定により仕入れに係る消費税等相当額を減額しないで交付の申請をした者が第1項の実績報告をした後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額をした者にあつては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を仕入れに係る消費税等相当額報告書（別記様式第3号）により速やかに報告し、知事の返還命令を受けて仕入れに係る消費税等相当額の全部又は一部を返還しなければならない。

（書類の提出部数等）

第10条 規則及びこの要綱の規定により知事に提出する書類の部数は、それぞれ1部とし、その様式は、規則に定めのあるものを除き、別記に定めるところによる。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年5月1日から施行し、平成24年度の予算に係るみやぎスギの家づくり活動支援事業補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成27年7月1日から施行し、平成27年度の予算に係るみやざき大径材の家支援事業補助金から適用する。

別表(第2条、第7条関係)

1 事業の区分	2 補助対象経費	3 事業実施主体	4 補助率
(1)みやざき大径材の家販売支援事業			
①県産材活用住宅のPR	<p>「みやざきスギ」産地見学会等の開催に係る次の経費 (ア) 旅 費 (イ) 使用料及び賃借料(会議室、バス借上費に限る。) (ウ) 役務費(広告費、通信運搬費、手数料に限る。) (エ) 需用費(消耗品費に限る。)</p> <p>みやざきスギ活用住宅魅力体感見学会等の開催に係る次の経費 (ア) 役務費(広告費、通信運搬費、手数料に限る。) (イ) 需用費(ノボリ・看板制作費、消耗品費、印刷製本費、手数料に限る。) (ウ) 賃 金 (エ) 謝 金</p>	みやざきスギを積極的に活用する産直住宅の建設に取り組む産直団体等	10分の10以内(ただし、間接補助事業者への補助は補助対象経費の3分の1以内とする。)
②県産大径材活用住宅づくり支援	(ア) 旅 費 (イ) 役務費(広告費、通信運搬費に限る。) (ウ) 需用費(消耗品費、印刷製本費、ノボリ・看板制作費に限る。) (エ) 賃 金 (オ) 謝 金	県産大径材を積極的に活用する木材業界及び住宅業界の関連業者等で組織する連携グループ	10分の10以内(ただし、間接補助事業者への補助は補助対象経費の3分の1以内とし、666千円を上限とする。)
(2)みやざき大径材の家普及啓発事業			
① 公募、PR、事業実施主体への指導及び補助金支払事務の実施	(ア) 旅 費 (イ) 賃 金 (ウ) 諸経費(印刷製本費、通信運搬費、消耗品費、手数料に限る。)	宮崎県木材協同組合連合会	定額
② (1)②に係る情報交換会・勉強会の開催	(ア) 旅 費 (イ) 謝 金 (ウ) 使用料及び賃借料(会場借上費に限る。) (エ) 需用費(印刷製本費、手数料に限る。)		
③ 事例集の作成	(ア) 役務費(通信運搬費に限る。) (イ) 需用費(消耗品費、印刷製本費、手数料に限る。)		
④ 木造住宅セミナー	(ア) 旅 費 (イ) 謝 金 (ウ) 役務費(通信運搬費に限る。) (エ) 使用料及び賃借料(会場借上費に限る。) (オ) 需用費(印刷製本費、手数料に限る。) (カ) 賃 金		

別記

様式第1号（第9条、規則第3条関係）

事業計画（実績）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

（1）事業の内容

区 分	内 容	備 考

- （注） 1 区分欄には、別表の事業区分を記載する。
2 内容欄には、実施する内容等を具体的に記載する。

（2）経費の配分

（単位：円）

区 分	補助対象経費	負 担 区 分		備 考
		県	その他	
合 計				

3 事業完了（予定）年月日

様式第2号（第9条、規則第3条関係）

収支予算（決算）書

1 収入の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
合 計				

2 支出の部

（単位：円）

区 分	予 算 額	決 算 額	増 減	備 考
合 計				

宮崎県知事

殿

住 所

氏 名

印

（法人にあつては、その名称及び
代表者の氏名）

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け（文書番号）により交付決定通知のあったみやざき大径材の家支援事業補助金について、みやざき大径材の家支援事業補助金交付要綱第9条第3項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金等の交付に関する規則第15条の補助金の額の確定額
（ 年 月 日付け（文書番号） による額の確定通知額） | | |
| | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | | |
| | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | | |
| | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | | |
| | 金 | 円 |

様式第4号（第5条関係）

特別徴収実施確認・開始誓約書

平成 年 月 日

所在地（住所）

法人名（屋号）

代表者氏名 _____ 印

チェック欄（いずれかに該当する項目にチェックを入れてください。）

1 領収証書の写し添付

- 当事業所は、現在 市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施し納付しています。

→ 6ヶ月以内の領収証書の写しを添付してください

6ヶ月以内の領収証書の写しを添付してください。

2 添付する領収証書の写しがない場合等

(1) 特別徴収実施確認

- 当事業所は、現在市（町・村）の特別徴収義務者の指定を受け、従業員等の個人住民税について、特別徴収を実施しています。

→ 確認印を受けてください

上記市町村の特別徴収義務者指定番号： _____

※各事業所で事前に記入しておいてください。

(2) 特別徴収義務がない

- 当事業所は、特別徴収義務のない事業所です。

→ 確認印をうけてください

(3) 開始誓約

- 当事業所は、平成 年 月から、従業員等の個人住民税について、特別徴収を開始することを誓約します。

つきましては、特別徴収税額の決定通知書を当社（者）あてに送付してください。 → 確認印をうけてください

市（町・村）確認印

様式第5号（第5条、規則第4条の2関係）

誓 約 書

平成 年 月 日

宮崎県知事 殿

住 所

氏 名

協議会（又は団体の）

名称及び代表者の氏名 印

当協議会（又は団体）は、みやざき大径材の家支援事業補助金の交付申請に当たり、次の事項について誓約します。

当協議会（又は団体）及び役員（別添）は、次のア～ウまでのいずれにも該当する者ではありません。また、事業実施主体の運営に対し、次のア～ウまでのいずれの関与もありません。

ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

ウ 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

